

広島市定額減税補足給付金(不足額給付)申請書
(事業専従者・合計所得金額48万円超などの方)

対象となる広島市定額減税補足給付金(不足額給付)とは
本人としても扶養親族としても定額減税の対象外であり、かつ、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方に対し、原則4万円を支給します(詳細は、裏面の支給要件をご確認ください。)

- ※ この申請書は、広島市定額減税補足給付金(不足額給付)を受給するために、申請が必要な方が使用するものです。
- ※ 申請された場合、広島市において支給要件に該当するか審査の上で、通知書等をお送りしますので、ご確認ください。

【本様式での申請が必要な方】
令和6年1月2日以降に他の市区町村や国外から広島市に転入し、令和7年1月1日時点で広島市に住所があった方で、誓約・同意事項の支給要件に該当する方
(注)「支給要件等確認書」または「支給要件等確認書兼支給のお知らせ」が届いた場合は、本申請書の提出は不要です。
支給要件等確認書等の記載内容に沿ってお手続きください。

広島市長 殿
裏面の【誓約・同意事項】を全て確認し、誓約・同意の上、申請します。

1.申請者(本人)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成	
	年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
令和6年1月1日時点の住所 (令和6年度分個人住民税の課税自治体の確認のため)		

2.給付金受取口座の指定

申請者(本人) 名義の口座をご記入ください(下記の代理による受給を希望する場合を除く。)

金融機関名	支店名	分類	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	口座番号 ※右詰めでお書きください
金融機関番号	店番号		
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上または キャッシュカードに記載された 記号・番号をご記入ください。	1 ※		

該 当 者 の み

【現金書留による支給を希望する場合】 どうしても口座による受け取りができない方は、下記の欄に☑を入れてください。

銀行口座(ゆうちょ銀行を含む)を持っていないため、
現金書留による支給を希望

(注意) 口座振込を優先して行うため、現金書留による支給は口座振込よりも支給が遅くなります。送付先住所の確認等を行う可能性があるため、日中に連絡のつく電話番号を記載してください。

【代理申請・受給を希望する場合】 下記の太枠内にご記入いただき、裏面をご確認の上、必要書類を添付してください。

代理人 氏名	フリガナ	代理人生年月日	本人との関係	委任者(1の申請者) 氏名
	氏名	明治 大正 昭和 平成		左記の者を代理人と認め、給付金の 確認・請求 受給 を委任します。 (該当の項目を○で囲ってください)
	年 月 日			委任者の署名
代 理 人 住 所				
日中に連絡可能な電話番号 ()				

※法定代理人の場合は、「委任者(1の申請者) 氏名」欄への記入は不要です。
●代理人と認められる場合(申請者との関係)
法定代理人: 親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた補佐人または補助人
親族等: 親族その他の平素から申請者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※必ず全ての項目を確認してください。

① 私は、下記の支給要件に該当します。

【支給要件】 以下の全ての要件に該当する方

- 令和6年分所得税^{※1}及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(本人として、定額減税の対象外である。)
※1 令和6年分所得情報等により広島市において算出します。
- 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう以下のいずれかに該当する方(扶養親族等として、定額減税の対象外である。)
 - ・ 令和5年中及び令和6年中に、青色事業専従者または事業専従者(白色)である。
 - ・ 令和5年中及び令和6年中の合計所得金額が48万円超である。
- 低所得世帯向け給付^{※2}対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。
※2 令和5年度住民税均等割非課税世帯への給付(7万円)
令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)
令和6年度に新たに住民税均等割非課税世帯となった世帯への給付(10万円)
令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税世帯となった世帯への給付(10万円)
(注)広島市以外からの給付を含む。
- 令和6年度に実施した「当初調整給付」について、本人としても扶養親族等としても支給対象者に該当していない。

- ② 支給要件に該当する場合、原則として4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円)が支給されます。広島市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には不足額給付は支給されません。
- ③ 不足額給付の支給要件の該当性等を審査等するため、住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当しません。
- ⑤ 令和7年度に実施された当初調整給付について、本人としても扶養親族等としても支給対象者に該当しません。
- ⑥ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑦ 本給付金の受給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合は、本給付金を返還します。

提出書類

☐ 『広島市定額減税補足給付金(不足額給付)申請書』(本書類)

※必要事項をご記入ください。

☐ 申請者(または代理人)の氏名など

☐ 給付金受取口座

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類(マイナンバーカード(顔写真面)、運転免許証、健康保険証、年金手帳などいずれか1点)

※ 健康保険証(介護保険証は除く。)の場合は、「記号」、「番号」及び「保険者番号」を、年金手帳の場合は、「基礎年金番号」を見えないよう(紙で隠してコピーする、コピー後にマジック等で塗りつぶしをするなど)にしたものを提出してください。

※ 代理人による場合は、申請者及び代理人の本人確認書類が必要です。また、代理人と申請者の関係性を確認できる書類(法定代理人の場合は登記事項証明書など、親族等の場合は住民票や戸籍謄本など)も提出してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードなど(金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人が分かる部分)

☐ 『令和6年度分個人住民税の所得証明書または納税通知書の写し(コピー)など』

※ 令和6年度分個人住民税の定額減税前所得割額や合計所得金額が分かる書類

(令和5年中及び令和6年中に、青色事業専従者または事業専従者(白色)である場合)

☐ 『事業主の令和5年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)など』

※ 青色事業専従者または事業専従者(白色)であることが分かる書類

※記入漏れや提出書類の不備がないか、提出前に再度ご確認ください。